

## 我が国の制度会計（企業会計法）における連結範囲規制の現状と 認識される課題

橋 上 徹

The present status and recognized issues to be solved regarding the scope of  
the consolidation of subsidiaries in the consolidated financial statements prepared  
according to Japanese accounting laws and regulations

Toru HASHIGAMI

### 第一章 はじめに—本論文の位置付け—

本論文の主旨は、未だ、日本のみならず国際的にも十分確立・解明されていない、連結範囲規制に関し、何が具体的に問題になっているのか、問題提起を行うものである。

連結範囲規制に関する問題提起及びその解決に関する研究は、全体としては膨大な論点があると考えており、本論文では、まず問題提起を行い、その内容に関し、一定の理解を得られるようにする目的で公表するものである。

### 第二章 なぜ現在、連結範囲規制が研究の論点になるのか（本研究の着眼点）について

日本の制度会計上、すなわち企業会計法上、子会社に関しては、企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」<sup>1</sup>（以下、「連結財務諸表に関する会計基準」と言う。）の規定に準拠して、金融商品取引法においては、財務諸表等規則第 8 条第 3 項において、「この規則において、「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における他の会社等もその親会社の子会社とみなす。」と規定されている。金融商品取引法における子会社の範囲には、会社のほか、組合その他の事業体並びに外国におけるこれらに相当するものが含まれるとされており、財務諸表等規則では、これらを総称して「会社等」と定義されている。

会社法における子会社の規定は、会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条第 1 項において、金融商品取引法における規定と同様な規定が定められている。

<sup>1</sup> 企業会計基準委員会 2008 年（最終改正 2013 年）。

より具体的には、1997年6月6日付の企業会計審議会からの「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」の公表、1998年10月30日付の「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（以下、「具体的な取扱い」と言う。）の公表を受けて、1998年11月24日付で公表された改正財務諸表等規則等の策定担当官の解説によると、「会社等」とは、会社法上の株式会社等のほか、協同組織の事業体、特別目的会社、協同組織金融機関、相互会社、証券投資法人、パートナーシップその他営利事業を営むこれらに準ずる事業体が、その対象になるものと考えられる。」としている<sup>2</sup>。

しかし、形式上、必ずしも営利を目的としていなくとも、社団、財団、特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」と言う。）、企業の関連共済団体、場合によっては企業が主体となって設立する学校法人及びその後援会等、職業野球団などスポーツ集団等も含め、営利企業の支配が及ぶと認められる組織は、実質的に営利も目的とする意図がある場合（あるいはそのように推定又は見做される場合）、子会社に該当し、連結範囲に含まれる可能性があることを、あまねく検討する余地があるものと思われる。

エンロン事件・オリンパス事件等戦後の経済・金融・資本市場等を震撼させた大型会計不正事件で、必ず利用される「オフバランス・ファイナンス」と呼称される、特別目的会社というピークルを利用した資金調達や再保険契約等の存在についての連結範囲規制、ライブドア事件等で問題になった投資事業組合等への連結範囲規制に関し、国際財務報告基準（International Financial Standards, 以下、「IFRS」と言う。）・米国会計基準でもトピックとなっている連結範囲規制の在り方に、日本の事業体の法形態・商慣習に適合した連結範囲規制の在り方を完全な形で提言することはもちろんであるが、その他、約80年ぶりとも言われる倒産処理法制及び信託法制並びに保険法制の抜本的な改正、公益法人改革等により、これまで、基本的に子会社に該当するとは理解されて来なかった、更生会社、破産会社、信託、共済、再保険キャプティブ、等に関してもより踏み込んだ連結範囲規制への研究のアプローチが必要である。

連結範囲に関し、網羅的な検討をしなければ、一部の組織形態のみに連結範囲の厳しい規制を課しても、当該規制のない、あるいは当該規制が曖昧な組織を利用した、連結範囲の逸脱行為が行われることを、完全に防止できる保証がなく、今後も日本の経済・金融・資本市場等への信頼が十分に確保されない懸念が残る。すなわち、連結範囲規制が、会計不正発覚後に後追いで手当てされてきたという、連結範囲規制の在り方の歴史に終止符を打つことはできないのである。

この点、税務においては、会計における規制より厳格に、支配従属関係の認定が行われてきた。実際に、例えば、旧来より、実質課税の観点から、税務調査において、社団、財団等にプールされている企業等の資金は、会計上は、別組織への支出・費用であっても税務上は、金銭等支出企業の資産（税務上の利益積立金）として否認をするケースも多くみられ、このような場合には、企業が、これらの組織は、資金等抛出企業等と一体と認定され、その事実を否定できないというのが、実情・実務である。

このようなケースにおいては、特に会計上も当該組織を支配しているのではないか、すなわち子会社に該当する可能性があるのではないかと、との疑問が生じる懸念はくすぶっている。

このように、連結範囲を巡る会計基準に関する議論は、非常に検討すべき問題が多い。

2 兼田克幸「子会社及び関連会社の範囲の見直し等に係る省令改正の概要」『JICPA ジャーナル No.524 MAR 1999』（第一法規、1999年）87頁参照。なお、兼田氏は、当時、政省令の立法担当の大蔵省金融企画局市場課の課長補佐であった。

本稿においてすべてをカバーすることは想定していないが、本稿においては、可能な限り考察を加えるべき論点を引き出してみたい。

なお、具体的に日本の連結範囲規制研究で最終的に解明されるべきと考えている論点は以下の4点に集約されると認識している。

- ① 株式会社以外の会社や組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）に連結範囲規制の会計統制をかけるべき事業体にはどのようなものがあるのか。
- ② 連結範囲に関する会計規制をかけるべき子会社は、議決権以外のどのような指標により「支配」の有無を判断すべきなのか。
- ③ 連結の要件の1つである営利事業の判定要件は何か。
- ④ 破産会社・更生会社等に関する除外条項、ベンチャーキャピタル条項、銀行等金融機関の融資先支援条項という特例（子会社としない特例）等の子会社としないとする推定規定あるいは見做し規定は存続させるべきか。

最終的には、以下の多様な事業体に関し、個別に上記①～④で示した論点を明らかにしていくことになる。

取扱いが明らかになっている事業体	取扱いが明らかになっていない事業体
<b>【株式会社】</b> ① 会社法 ② 支配力基準（基本的に、議決権を基準） ③ a) 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会、2008年） b) 企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準委員会、2008年）	<b>【合名会社】</b> ① 会社法 ② <u>明らかになっていない（要解明）</u> ③ <u>無し（要解明）</u>
	<b>【合資会社】</b> ① 会社法 ② <u>明らかになっていない（要解明）</u> ③ <u>無し（要解明）</u>
<b>【合同会社】</b> ① 会社法 ② 支配力基準（基本的に、業務執行権を基準） ③ 実務対応報告第21号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資の会計処理に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会、2006年）	<b>【信託】</b> ① 信託法 ② <u>明らかになっていない（要解明）</u> ③ <u>無し（要解明）</u>
<b>【投資事業有限責任組合】</b> ① 投資事業有限責任組合契約に関する法律 ② 支配力基準（基本的に、業務執行権を基準） ③ 実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会、2006年）	<b>【特定目的信託】</b> ① 資産の流動化に関する法律 ② <u>明らかになっていない（要解明）</u> ③ <u>無し（要解明）</u>
<b>【任意組合】</b> ① 民法 ② 支配力基準（基本的に、業務執行権を基準） ③ 実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会、2006年）	<b>【投資信託】</b> ① 投資信託及び投資法人に関する法律 ② <u>明らかになっていない（要解明）</u> ③ <u>無し（要解明）</u>
	<b>【投資法人】</b> ① 資産の流動化に関する法律 ② <u>明らかになっていない（要解明）</u> ③ <u>無し（要解明）</u>
<b>【匿名組合】</b> ① 商法 ② 支配力基準（基本的に、業務執行権を基準） ③ 実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会、2006年）	<b>【一般社団法人】</b> ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 ② <u>明らかになっていない（要解明）</u> ③ <u>無し（要解明）</u>
	<b>【一般財団法人】</b> ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 ② <u>明らかになっていない（要解明）</u> ③ <u>無し（要解明）</u>

<p>【有限責任事業組合】</p> <p>① 有限責任事業組合法          ② 支配力基準（基本的に、業務執行権を基準）          ③ 実務対応報告第 21 号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資の会計処理に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会，2006 年）</p>	<p>【公益社団法人】</p> <p>① 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律          ② <u>明らかになっていない（要説明）</u>          ③ <u>無し（要説明）</u></p>
<p>【特例有限会社】</p> <p>① 旧有限会社法・会社法整備法          ② 株式会社に同じ。          ③ 株式会社に同じ。</p>	<p>【公益財団法人】</p> <p>① 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律          ② <u>明らかになっていない（要説明）</u>          ③ <u>無し（要説明）</u></p>
<p>【特定目的会社】</p> <p>① 資産の流動化に関する法律          ② 支配力基準の特例適用（<u>但し、議論があり（要検討）</u>）          ③ a) 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会，2008 年）          b) 企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準委員会，2008 年）</p>	<p>【特定非営利活動法人（NPO 法人）】</p> <p>① 特定非営利活動促進法          ② <u>明らかになっていない（要説明）</u>          ③ <u>無し（要説明）</u></p>
<p>【資金調達型特別目的会社】</p> <p>① 資産の流動化に関する法律における特定目的会社と同様に事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体（根拠法令は多様と考えられる。）          ② 支配力基準の特例適用（<u>但し、議論があり（要検討）</u>）          ③ a) 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会，2008 年）          b) 企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準委員会，2008 年）</p>	<p>【キャプティブ】</p> <p>① 根拠法令なし          ② <u>明らかになっていない（要説明）</u>          ③ <u>無し（要説明）</u></p>
<p>【信用組合】</p> <p>① 協同組合による金融事業に関する法律          ② <u>明らかになっていない（要説明）</u>          ③ <u>無し（要説明）</u></p>	<p>【信用金庫】</p> <p>① 信用金庫法          ② <u>明らかになっていない（要説明）</u>          ③ <u>無し（要説明）</u></p>
<p>【農業協同組合】</p> <p>① 農業協同組合法          ② <u>明らかになっていない（要説明）</u>          ③ <u>無し（要説明）</u></p>	<p>【漁業協同組合】</p> <p>① 水産業協同組合法          ② <u>明らかになっていない（要説明）</u>          ③ <u>無し（要説明）</u></p>
<p>【農林中央金庫】</p> <p>① 農林中金法          ② <u>明らかになっていない（要説明）</u>          ③ <u>無し（要説明）</u></p>	<p>【保険相互会社】</p> <p>① 保険業法          ② <u>明らかになっていない（要説明）</u>          ③ <u>無し（要説明）</u></p>
<p>【私立学校法人（後援会等を含む。）】</p> <p>① 私立学校法人法（<u>但し、後援会等に関しては、根拠法は民事訴訟法等）</u>、子ども・子育て支援法          ② <u>明らかになっていない（要説明）</u>          ③ <u>無し（要説明）</u></p>	<p>【消費生活協同組合】</p> <p>① 消費生活協同組合法          ② <u>明らかになっていない（要説明）</u>          ③ <u>無し（要説明）</u></p>
<p>【医療法人】</p> <p>① 医療法          ② <u>明らかになっていない（要説明）</u>          ③ <u>無し（要説明）</u></p>	<p>【医療法人】</p> <p>① 医療法          ② <u>明らかになっていない（要説明）</u>          ③ <u>無し（要説明）</u></p>

<p>【社会福祉法人】</p> <p>① 社会福祉法，子ども・子育て支援法</p> <p>② <u>明らかになっていない（要説明）</u></p> <p>③ <u>無し（要説明）</u></p>
<p>【宗教法人】</p> <p>① 宗教法人法</p> <p>② <u>明らかになっていない（要説明）</u></p> <p>③ <u>無し（要説明）</u></p>
<p>【権利能力なき社団】</p> <p>① 民事訴訟法等</p> <p>② <u>明らかになっていない（要説明）</u></p> <p>③ <u>無し（要説明）</u></p>
<p>【根拠法令のある共済】</p> <p>① 保険法，農業協同組合法多数の法令</p> <p>② <u>明らかになっていない（要説明）</u></p> <p>③ <u>無し（要説明）</u></p>
<p>【根拠法令のない共済】</p> <p>① なし</p> <p>② <u>明らかになっていない（要説明）</u></p> <p>③ <u>無し（要説明）</u></p>
<p>【慈善信託（チャリタブル トラスト）】</p> <p>① 英米法等（日本においては準拠法の問題「法の適用に関する通則法」）</p> <p>② <u>明らかになっていない（要説明）</u></p> <p>③ <u>無し（要説明）</u></p>
<p>【パートナーシップ】</p> <p>① 各設立国法（日本においては準拠法の問題「法の適用に関する通則法」）</p> <p>② <u>明らかになっていない（要説明）</u></p> <p>③ <u>無し（要説明）</u></p>
<p>【ジョイントベンチャー（建設業におけるJV等）】</p> <p>① 契約（根拠法なし）</p> <p>② <u>必ずしも明らかになっていない（要説明）</u></p> <p>③ <u>無し（要説明）</u></p>
<p>【事業遂行型特別目的会社】</p> <p>① 資産の流動化に関する法律</p> <p>② <u>必ずしも明らかになっておらず議論がある（要説明）</u></p> <p>③ <u>無し（要説明）</u></p>
<p>【清算処理手続会社】</p> <p>① 破産法，会社法，私的整理ガイドライン等</p> <p>② <u>必ずしも明らかになっておらず議論の余地がある（要説明）</u></p> <p>③ <u>必ずしも明らかになっておらず議論の余地がある（要説明）</u></p>
<p>【再建処理手続会社】</p> <p>① 会社更生法，民事再生法，裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律，ADR（Alternative Dispute Resolution）等</p> <p>② <u>必ずしも明らかになっておらず議論の余地がある（要説明）</u></p> <p>③ <u>必ずしも明らかになっておらず議論の余地がある（要説明）</u></p>

（凡例）

- ① 設立根拠法令等

## ② 連結範囲規制の指標

## ③ 支配力に関する根拠会計基準等

\*その他活用状況、存在実態、取扱い等が明らかになっていない事業体に関しては、研究（全体の過程で追加をする必要があるかもしれないと認識している。

\*事業体以外にも、戦略的アレンジメント、重要な事業分野であたかも1つの企業であるかのように提携のネットワークを組んで協力する契約（アライアンス契約）を通じた共同事業等に関しても同様の検討の余地がある。

### 第三章 「子会社」に関する会計基準の規定の現状と諸課題

#### 第一節 原則規定

「連結財務諸表に関する会計基準」第6項は次のように規定している。

- 「親会社」とは、他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している企業をいい、「子会社」とは、当該他の企業をいう。
- 親会社及び子会社又は子会社が、他の企業の意思決定機関を支配している場合における当該他の企業も、その親会社の子会社とみなす<sup>3</sup>。

ここで「企業」とは、「会社及び会社に準ずる事業体をいい、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）を指す。」とされる（同基準第5項）。

「他の企業の意思決定機関を支配している企業」とは、次の場合をいうと規定されているが、明らかな反証がある場合は、支配従属関係はないと規定されている（同基準第7項）。

- (a) 他の企業（更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる企業を除く。下記(b)及び(c)においても同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している企業
- (b) 他の企業の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している企業であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する企業
  - ① 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権と合わせて、他の議決権の過半数を占めていること
  - ② 役員もしくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること

3 「みなす（見做す）」とは、「A（ある事柄や物等）と性質の異なるB（他の事柄や物等）を一定の法律関係について同一のものとして、Aについて生ずる法律効果と同一の効果をBについて生じさせること。その規定を「みなし規定」という。…「推定」異なるところは、同一のものであるということについての反証を許さない点である…」（法令用語研究会編『有斐閣 法律用語辞典（第2版）』（有斐閣、2000年）1319頁）。なお、ここで規定されている企業は、一般的に「孫会社」と言われている（桜井久勝『財務会計講義（第15版）』（中央経済社、2014年）334頁）。

- ③ 他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
- ④ 他の企業の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているもの）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）

⑤ その他他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

- (c) 自己の計算において所有している議決権（当該議決権を所有していない場合を含む。）と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権と合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であって、かつ上記(b)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する企業

ここで、「自己の計算において」とは、行為の経済的効果が実質的に自己に帰属するという意味であり<sup>4</sup>、いわゆる、名義株<sup>5</sup>の取扱いを明らかにするための表現である<sup>6</sup>。

会計上、「自己の計算において」の名義株の取扱いに関する運用に関し、具体的なガイドライン等はないが、判例（東京地裁 1982 年 3 月 30 日判決）が参考になると思われる。

具体的には、実質上の株主の認定に関しては、次の要素を総合的に判断することになると考えられる<sup>7</sup>。

- 株式取得資金の拠出者
- 名義貸与者と名義借用者との関係及びその間の合意の内容
- 株式取得（名義変更）の目的
- 取得後の利益配当金や新株等の帰属状況
- 名義貸与者及び名義借用者と会社との関係
- 名義借りの理由の合理性
- 株主総会における議決権の取扱及び行使の状況

このように支配従属関係により、子会社を定義する考え方を「支配力基準」という<sup>8</sup>。

1997 年、連結財務諸表原則の改訂を含む企業会計審議会の意見書において、「証券取引法（当時一橋上）に基づくディスクロージャー制度においては、これまで個別情報を中心としており、連結情報は個別情報に対して副次的なものと位置付けられてきた。しかし、多角化・国際化した企業に

4 渡部裕亘＝片山覚＝北村敬子編著『検定簿記講義／1 級商業簿記・会計学 下巻 [平成 26 年度版]』（中央経済社、2014 年）144 頁。

5 名義株とは、「他人の承諾を得てその名義を用い株式を引き受けた場合」における当該株式をいう（最高裁、1967 年 11 月 17 日判決、判例タイムズ 215 号 101 頁）。名義株に関しては、そもそも、名義借人が株主なのか（「実質説」）、名義人が株主なのか（「形式説」）について争いがあったが、最高裁は、1967 年 11 月 17 日判決において、次のとおり判示し、実質説であることを明らかにした（判例タイムズ 215 号 101 頁）。

「他人の承諾を得てその名義を用い株式を引き受けた場合においては、名義人すなわち名義人すなわち名義貸与者ではなく、実質上の引受人すなわち名義借用者がその株主となるのが相当である。ただし、商法第 201 条は第 1 項において、名義のいかんを問わず実質上の引受人が株式引受人の義務を負担するという当然の事理を想定し、第 2 項において、特に通謀者の連帯責任を規定したものと解され、単なる名義貸与者が株主たる権利を取得する趣旨を規定したものと解されないから、株式の引受及び払込については、一般私法上の法律行為の場合と同じく、真に契約の当事者として申し込みをした者が引受人としての権利を取得し、義務を負担するものと解すべきである。」

6 「監査・実務保証委員会実務指針第 88 号 連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についての Q&A」（日本公認会計士協会、2000 年、最終改正 2012 年）Q3 の A 参照。

7 判例タイムズ 471 号 220 頁参照。

8 桜井 前掲書 333 頁参照。なお、「支配力基準」に対峙する考え方としては、「持株基準」又は「議決権基準」がある。

対する投資判断を的確に行ううえで、企業集団に係る情報が一層重視されてきているため、連結情報を中心とするディスクロージャー制度への転換を図る。」とされた。

その後、1998年に、関係省令の改正に先立ち、企業会計審議会から「具体的な取扱い」が公表され、他の会社の意思決定機関への支配力を基準として子会社を判定する支配力基準が導入されることとなったのである。

## 第二節 例外規定

### 第一款 更生会社、破産会社等の特例

更生会社や破産会社などで、親会社の有効な支配が及ばず組織の一体性を欠くと判断される場合には、子会社には含まれないと規定されている（同基準第7項）。

更生会社や破産会社が、親会社の有効な支配が及ばない場合があると考えられる理由としては、これらの会社は、「裁判所の管理を受ける」「財産の処分権などが管財人などに委ねられている」がためと説明されるのが、一般的である<sup>9</sup>。

「連結財務諸表原則」<sup>10</sup>（以下、「原則」）策定時は、次のように説明されている<sup>11</sup>。

- 子会社のうち、次に該当するものは連結の範囲に含めないものとする。

(1) 更生会社、整理会社等有効な支配従属関係が存在しないため組織の一体性を欠くと認められる会社

(2) 破産会社、清算会社、特別清算会社等継続企業と認められない会社（「連結財務諸表原則」第三の一の3）

更生会社は、更生手続の開始の申立（会社更生法第17条以下）の段階では親会社の支配権は及ぶが、更生手続開始の決定（同法第41条以下）と同時に、裁判所は1人又は数人の管財人を選任し、管財人が更生会社の管理権を得ることになるため、親会社との間の支配従属関係は断たれ、組織の一体性を欠くに至る、ためであると説明される<sup>12</sup>。

1999年以降、倒産処理法制は大きく変更された<sup>13</sup>。

以下に説明する、倒産処理法制見直し前かつ「連結財務諸表に関する会計基準」策定前においても、更生会社、破産会社等に関しての取扱いに関しては議論があったところである。

具体的には、次のような議論である<sup>14</sup>。

9 例えば、桜井 前掲書 334頁、広瀬義州『財務会計（第11版）』（中央経済社、2012年）609頁などを参照。

10 大蔵省企業会計審議会、1975年。

11 武田隆二『連結財務諸表（第12版）』（国元書房、1993年）105頁参照。

当時は、親子会社関係を、「議決権基準」で定義していたため、更生会社や破産会社などで、親会社が議決権の過半数を所有している場合は、子会社となるため、支配従属関係は、当該更生子会社や破産子会社などが、連結子会社に該当するの否かという連結範囲規制の問題として捉えられていた。現行の連結財務諸表に関する会計基準では、「支配力基準」により親子関係を定義しているため、子会社に該当するの否かという問題として捉えることになった点に留意が必要である。

なお、武田 前掲書 105頁 に記載されている会社更生法に関する条文は、会社更生法改正前の条文であるため、筆者が会社更生法改正後の条文に置き換えている。

12 例えば、桜井 前掲書 334頁、広瀬義州『財務会計（第11版）』（中央経済社、2012年）609頁などを参照。

13 1997年：「倒産処理法制に関する改正検討事項」の公表と意見照会、1999年：「民事再生法」「特定債務者等の調整の促進のための特定調停に関する法律」制定（いずれも施行は2000年）、2000年：民事再生法改正（個人再生手続の導入）、「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」制定（いずれも施行は2001年）、2002年：会社更生法改正（施行は2003年）、2004年：新破産法制定、倒産法全体の改正（いずれも施行は2005年）、2005年：会社法制定（施行は、2006年。特別清算の見直し、会社整理の廃止）（田頭章一『倒産法入門』（日本経済新聞社、2006年）20頁参照）。

14 朝日監査法人編『連結財務諸表の実務－関連法規等の解説と具体的会計処理－』（中央経済社、1996年）23頁 - 24頁、26頁参照。なお、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業（Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations）」において同様の規定があり、IFRSでは、破産会社・更生会社等を連結範囲から除外することは想定していないと考えられる。



- 連結財務諸表原則（当時一橋上）、連結財務諸表規則（当時一橋上）では、破産会社、清算会社等については「継続企業と認められない」ため連結から除外しなければならないとしているが、「継続企業と認められない」ということ自体は連結から除外する直接の理由にはならない。このことは、たとえば会社がある事業部門からの撤退を決めたとき、当該事業部門は継続企業と認められなくなるが、このような撤退事業に係る資産及び損益は、撤退完了まで連結財務諸表に反映されなければならないことから伺い知れる。このより具体的なよりどころは、当時の米国の会計原則に求められ、米国の会計原則（当時一橋上）では、撤退事業について概略次のような会計処理を要求していた（米国公認会計士協会会計原則審議会意見書第30号『経営成績の報告』）。
  - 撤退事業に係る損益は、当年度及び過年度の損益計算書上、継続事業に係る損益と区分して表示すること。撤退事業に係る損益は、さらに営業損益と処分損益とに分けて表示すること。
  - 撤退事業に係る処分損益は、撤退計画が具体的に確定した時点で見積り計上すること。処分損益が見込まれる場合には、当該処分益は実現時点で計上すること。
  - 撤退事業に係る資産、負債については、これを貸借対照表上で区分表示するかまたは脚注で概要を説明すること。
  - 撤退計画の概要等を脚注で開示すること。

なお、ここでいう“撤退”事業とは、1つの事業部門からの全面的撤退をさし、当該事業が子会社で営まれている場合も含まれるが、1つの事業部門の部分的撤退は含まれていない。

したがって、破産会社、清算会社等が連結から除外される理由も、更生会社等の場合と同様に「有効な支配従属関係」が存在しない点に求めるべきである。

- このことは、逆にいうと、更生会社や清算会社であっても、有効な支配従属関係が存在している限り、連結の範囲に含めるべきである<sup>15</sup>ということになる。例えば、更生会社の製造技術等に着眼し、当該更生会社の株式の過半数を新たに取得して、親会社を中心となってその再建・拡張を推し進めているような場合がある。また、親会社がその事業計画の達成又は変更により、ある子会社を法的には清算会社としているが、実質的には親会社の支配下にある休眠会社と異なる場合がある。このような場合には、いずれも、有効な支配従属関係が存在していると考えられるので、更生会社や清算会社といえども連結範囲に含めるべきである<sup>16</sup>。

現在の倒産処理法分野において、子会社に該当するか否かに関し、検討が必要なケースの基本的な考え方は、上記と同様であると考えられる。

特に、倒産処理法制の抜本的な見直し後においては、会社更生、民事再生、破産と法的手続が違うことの意味が薄れてきているとの見方もあり<sup>17</sup>、例えば、清算型破綻処理手続の典型である破産手続の中でも、事業を継続して事業価値を維持しながら事業譲渡をするような法制の変更<sup>18</sup>及びケースも多くなっているという実情<sup>19</sup>がある。

したがって、子会社に該当すべき支配従属関係の範囲は、倒産処理法の改正により、会計理論上及び会計法規上拡大しているものと解釈すべきであると考えられる。

15 朝日監査法人 前掲書が出版された当時は、連結財務諸表原則・連結財務諸表規則は、持株基準を採用していたため、子会社の定義には該当するが、連結範囲に含めるべきか否かという点が問題になっていた。支配力基準を採用している、現行の連結財務諸表に関する会計基準のもとでは、そもそも子会社の定義に該当するか否かが問題となる点に留意が必要である。

16 同上。

17 難波孝一＝瀬戸英雄＝永沢徹＝杉本茂＝名古屋信夫＝小宮山満『座談会 大きく変わる会社更生手続』『会計・監査ジャーナル No.647 JUN.2009』（第一法規、2009年）26頁、永沢（弁護士、あおみ建設申立代理人）発言。

18 破産法第78条第2項、同法第93条3項による第78条第2項の準用。

19 難波＝瀬戸＝永沢＝杉本＝名古屋＝小宮山 前掲書 26頁、永沢発言。

また、特別清算<sup>20</sup>の利用に関しては、清算株式会社の清算に際して、簡易で柔軟な清算手続の可能性を提供するものであるが、実際には、このような手続の利用方法（本来型）だけでなく、親会社が子会社の清算に際して、債権免除（貸し倒れ）の損金算入を可能にするため<sup>21</sup>に使われる場合（対税型）も多いと言われている（「対税型」とは、親会社が子会社に対する債権をすべて買い受けて簡易迅速に特別清算を終了させ、免除部分を損金算入できる税法上のメリットを享受するもので、特別清算によらなければ「寄付金課税」をされる虞がある。）<sup>22</sup>。

このような、対税型の特別清算のケースは、親会社が子会社を支配しているからこそ成り立つ法的関係と解釈すべきであり、会計理論上も、子会社に該当すべき特別清算会社と理解するのが妥当と思われる。

清算型破綻処理手続における子会社の範囲が拡大しているのであれば、再建型倒産処理法に関する分野においては、より子会社に該当する範囲は拡大したと考えるのが妥当である。

具体的には、会社更生法における「DIP型の会社更生」による場合、民事再生法による場合である。

「DIP型の会社更生」とは、債務者が占有を継続し続ける“Debtor in Possession”という形で裁判所の指導の下で会社更生法を適用する場合をいう、とされる<sup>23</sup>。

会社更生法第67条第3項では、「裁判所は、第100条第1項に規定する役員等責任査定決定を受けるおそれがあると認められる者は、管財人に選任することができない。」と規定していることから、旧経営陣たる役員も（更生）管財人になり得ることが前提となっている。

しかし、長い間実務においては、かかるDIP型管財人は選任されてこなかった。

その理由としては、担保権の行使すら全面的に止めてしまう程の強力な効果を有する会社更生手続（同法第47条第1項）においては、それとのバランス上、高度な公正さが要求されるため、DIP型ではなく外部から選任された者が管財人につくべきと考えられたからと考えられている<sup>24</sup>。

こうした中で、民事再生法の立法等の要因により、実務上、経済的危機状態に至っても経営権を手放すことに躊躇する経営陣は多く、その結果として、会社更生手続よりもDIP型を原則とする民事再生手続の利用が好まれるという状態が発生し、会社更生手続という強力な倒産手続の有効利用を阻むことになりかねないという懸念が、裁判所において生じた<sup>25</sup>。

そこで、東京地方裁判所民事8部は会社更生手続を利用しやすくすべく2008年12月にDIP型管財人の選定基準を法律雑誌<sup>26</sup>に発表するに至った<sup>27</sup>。

20 会社法第510条～574条、同法第879条～第902条。

21 法人税法第52条第1項は、内国法人が、会社更生法の規定による更生計画認可の決定に基づいてその有する金銭債権の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合その他の政令で定める場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権（以下、「個別評価金銭債権」と言う。）のその損失の見込額として、各事業年度において、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時に於いて、取立て又は弁済の見込がないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する、としている。これは、個別金銭債権についての貸倒引当金であり、個別貸倒引当金と法人税法上定義されている。その他政令で定める場合に関しては、法人税法施行令第96条第1項において、更生計画認可の決定、再生計画の認可の決定、特別清算に係る協定の認可の決定などが規定されている。

22 田頭章一『倒産法入門』（日本経済新聞社、2006年）36頁参照。

23 難波＝瀬戸＝永沢＝杉本＝名古屋＝小宮山 前掲書 17頁、小宮山（公認会計士、日本公認会計士協会経営研究調査会担当常務理事）発言。

24 柴原多「DIP型会社更生事件と債権者の意向」『事業再生ニュースレター』（西村あさひ法律事務所、2009年）1頁参照。

25 柴原 前掲書 1頁参照。

26 難波孝一＝渡部勇次＝鈴木謙也「会社更生事件の最近の実情と今後の新たな展開－債務者会社が会社更生手続を利用しやすくするための方策－DIP型会社更生手続の運用の導入を中心に－」『旬刊金融法事情』1853号（きんざい、2008年）、24頁－39頁、同 『NBL』895号（商事法務、2008年）10頁－24頁。

27 柴原 前掲書 1頁参照。

当該法律雑誌記事の執筆者の1人である東京地方裁判所民事第8部 部総括判事の難波孝一氏は、この発表に関して、その趣旨を説明している<sup>28</sup>。

但し、DIP型会社更生が認められる条件に関しては、東京地方裁判所民事第8部から以下の4つの条件をすべて満たすことが必要であることが示されている<sup>29</sup>。

- a) 現経営陣に不正行為等の違法な経営責任の問題がないこと
- b) 主要債権者が現経営陣の経営関与に反対していないこと
- c) スポンサーとなるべき者がいる場合はその了解があること
- d) 現経営陣の経営関与によって会社更生手続の適正な遂行が損なわれないこと

DIP型の会社更生のケースにおいては、現経営陣が管財人として残り、また、スポンサーが親会社、親会社の緊密者<sup>30</sup>、同意者<sup>31</sup>、子会社、関連会社等である場合は、親会社と当該DIP型会社更生法被適用子会社との間には支配従属関係は遮断されているとは言えない場合があると考えられる。

すなわち、この場合は、当該DIP型会社更生法被適用子会社は、親会社の子会社と考えるのが妥当である。

別の問題として、スポンサーが、親会社、親会社の緊密者、同意者、子会社、関連会社以外の場合、当該被DIP型更生会社を「支配」している者は、誰なのかという疑問が生じる。

例えば、ソフトバンク株式会社の2013年7月1日付プレスリリースによると、ソフトバンク株式会社は、2010年8月に、会社更生手続中の株式会社ウィルコムのスポンサーに就任し、事業家管財人を派遣するとともに、事業運営及び更生計画の遂行に必要な支援を行い、2010年12月に同社の全発行株式を取得した。

その後、2013年7月1日、東京地方裁判所から会社更生手続終結の決定を受け、これにより、株式会社ウィルコムは、同日付で株式会社ソフトバンクの連結子会社になった、と公表している。

このケースにおいては、株式会社ウィルコムが、ソフトバンク株式会社の子会社になったのは、遅くとも、2010年12月の時点ではなかったのではないかと考えられる。

なお、スポンサーは、いわゆるビッドと言われる入札手続によってスポンサーが選定されるが、ビッドに参加する複数の候補者が、会計面・法務面等のデューデリジェンスを行って、買収提案をし、提案を受けた側は、単に金額だけの問題だけではなく、信頼性や過去の実績など、色々なことが加味される<sup>32</sup>。

28 難波＝瀬戸＝永沢＝杉本＝名古屋＝小宮山 前掲書 17頁-18頁、難波（東京地方裁判所民事第8部 部総括判事）発言。「平成20年12月31日までは、会社更生手続を開始する以上は経営陣の総取替えが行われてきました。会社の経営に当たっている人は、最後の最後まで自分の力で会社が生き延びる道を探そうとしていますが、結局は万策が尽きて初めてほかの人に経営権を譲ろうということまで会社更生の申立てをするのが通常でした。これまでの会社更生事案を見ていくと、現経営陣に本当の責任があるのかとの思いもありました。倒産に至った責任は大なり小なりありますが、すべての案件で辞める必要があるのだろうか疑問がないわけではありません。会社が倒産したときに民事再生に行く事案は経営陣には問題がなく、会社更生に行く事件は問題があったとまでいえないのではないかと思っていました。そのようなことを考えているうちに、せっかく会社更生法の67条と70条でDIP型が認められているのだから、経営意欲に燃えている現経営陣には事業を続けてもらい、法律的な面は弁護士のサポートを受けるというZIP型で会社更生手続を進めるということも事案によっては、あるのではないかと思った次第です。先ほどから会社更生手続はスピード感に欠けるといわれておりますが、どうしてスピード感に欠けるかという点、第三者である弁護士の方が保全管理人、管財人として更生会社に入って1から全部調査をするからだと思えます。DIP型で行えば更生計画認可まで6か月でできるのではないかと、6か月と民事再生の5か月では1か月しか変わらないのではないかと思っています。スピード感もあるし、事業の継続性という面でもDIP型は優れているのでDIP型の運用を始めてみようと思った次第です。」

29 難波＝瀬戸＝永沢＝杉本＝名古屋＝小宮山 前掲書 18頁、難波発言。

30 緊密者とは、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」を言う（「連結財務諸表に関する会計基準」第7項(3)）。

31 同意者とは、「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」を言う（「連結財務諸表に関する会計基準」第7項(3)）。

32 難波＝瀬戸＝永沢＝杉本＝名古屋＝小宮山 前掲書 17頁、永沢発言参照。

スポンサー自身が、ビッドに参加し、株式取得を行う場合、当該スポンサーの当該 DIP 型被会社更生法適用会社は、当該スポンサーに支配されていると考えるのが妥当と考えられるため、当該スポンサーの子会社に該当することになると思われる。

民事再生法<sup>33</sup>被適用子会社においては、以下の理由により、原則、親会社と子会社の支配従属関係は遮断されない場合は比較的多いと考えるのが妥当である。

- a) 監督委員の監督を受ける場合はあるが（民事再生法第 54 条以下）、再生手続が開始された後も、再生債務者が業務を遂行し、その財産を管理する権限を継続できること、
- b) 民事再生の場合は、原則として組織上の変化は生じないため、手続開始後も株主総会もあり、取締役会・監査役会、会計監査人監査（会社法上の大会社等の場合）もあること<sup>34</sup>、等。

## 第二款 特別目的会社—資金調達型

### (A) 会計基準の規定

「連結財務諸表に関する会計基準」第 7-2 項では、一定の要件を満たした特別目的会社に関しては、「支配力基準」において子会社に該当するとしても、「子会社に該当しないものと推定する」という規定を置いている。

一定の要件とは、以下の条件を全て満たすことである

- a) 「資産の流動化に関する法律」（1998 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特別目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体であること
- b) 適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されたものであること
- c) 特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されていること

### (B) 企業の証券化における会計上の問題の所在

企業の資金調達手段として、伝統的な、銀行等からの借入や社債の発行、株式の発行等による資金調達手段に加え、近年は、自社の所有する資産の証券化等を通じて流動化させ、資金調達を行う事例が多くなってきた。

一方で、資金調達手段に証券化が用いられるとしても、それはあくまで、資金の融通、すなわち、取り込みが目的であるということは、伝統的な、借入・社債・株式による資金の融通と、目的において何ら異なることものではないことは、明らかである。

にもかかわらず、企業会計においては、資金調達手段が、証券化を通じて行われる場合、資産が、証券化のための SPV（Special Purpose Vehicle：特別目的ビークル）を通じて行われるため、企業の個別財務諸表に、証券化の基礎となっている自社の資産および資金調達の手段（SPV における借入金・社債・受益証券など）が、表示されず、企業の資金調達手段が、債権者・投資家等の利害関係者に見えないという現象が生じている。

このような場合、企業が、資産の証券化に利用した SPV を、連結すれば、企業の連結財務諸表に

33 1999 年 12 月 22 日法律第 225 号。

34 難波=瀬戸=永沢=杉本=名古屋=小宮山 前掲書 22 頁、瀬戸（弁護士、クリード監督委員兼調査委員）発言参照。条文としては、民事再生法第 183 条の 3 第 1 項等参照。

証券化の基礎となっている自社の資産および資金調達的手段（SPVにおける借入金・社債・受益証券など）が、表示され、伝統的な資金調達手段における場合と同様、企業の資金調達活動が、債権者・投資家等の利害関係者に見える。

企業の資金調達活動を、債権者・投資家等の利害関係者が、財務諸表において、明確に把握するということは、「企業会計原則」<sup>35</sup>の「第一 一般原則 四」において示されている「企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。」とする、『明瞭性の原則』に則って当然のことである。

しかしながら、近年における、会計不祥事の一因として、企業が、証券化を通じた資金調達を、不良資産等の問題資産の隠蔽の手段として、悪用していたことが挙げられる。

個別財務諸表において、その内容が債権者・投資家等の利害関係者に見えず、また、連結財務諸表においても、SPVを連結しない場合、やはり、その内容が債権者・投資家等の利害関係者に見えず、その結果、不良資産等の問題資産が、債権者・投資家等の利害関係者に隠蔽されてしまっていたのである。

### (C) 資産証券化という資金調達手段の意義

#### (a) 資産の証券化の目的

証券化の目的を広く一般的にいえば、格付けもなく信用度が低くかつ流動性にも乏しい個別の金融債権や不動産という資産を、格付けがあり信用度が社会的に認知された流動性の高い証券取引に転換することであり、間接金融を直接金融に転換しながら、個別の金融債権や不動産に付随する価格危険や利率危険を、他機関に転嫁・分散することである<sup>36</sup>。

この証券化の目的をもう少し具体的に見ると、例えば、次のとおりであると言える<sup>37</sup>。

金融機関の証券化の目的は、

- ① 保有金融債権（原資産）を貸借対照表から切り離して簿外（オフバランス）化により財務構成を軽装化し、債権保有に伴う金利変動危険を回避しつつ自己資本比率の上昇を図ること、
  - ② オリジネーター（証券化組成者）となり、その原資産集積体をその受け皿として設置した SPV に資産売却して、資産の流動化（現金化）による資金回収を行うこと、
  - ③ その SPV に証券を発行させて自己金融する仕組みを構築し、一方で SPV のサービサー（債権・債権管理代行業者）となって、原資産の元利払い徴収と発行証券の元利払い執行の業務を代行して手数料を稼ぐ新ビジネスを創出すること、
  - ④ 保有資産の証券化を通じて、自らの総合的資産・負債管理による財務内容の優良化を図りつつ、回収資金を新規の投資に振り向けて企業成長を図ること、
- と言える。

一方、非金融機関である一般事業会社の場合は、SPVの機能に係わる共通項に加えて、証券化の目的は、

- ① 保有資産を流動化して株式発行以外の直接金融の方途を得ること、
- ② 売掛金回収期間の短縮による使用総資本回転率向上を図ること、
- ③ 有利子負債の減額による資本コストの低減化を図ること、

35 経済安定本部企業会計制度対策調査会、1949年（最終改正 企業会計審議会、1982年）。

36 土田壽孝『テキスト現代金融』（ミネルヴァ書房、2004年）97頁参照。

37 以下、土田 前掲書 97頁参照。

- ④ 一部資産切離しにより自己資本比率を向上させること、
  - ⑤ 大規模不動産開発や大規模事業計画の資金調達（プロジェクト・ファイナンス）において、対象事業の不動産や施設設備や予想収益を担保として必要資金の一部または全部を自己金融化すること等
- に尽きるとされる。

#### (b) 我が国の証券化の問題点

我が国の証券化の問題点として、例えば、次のようなことが挙げられている。

#### ■ 証券化が内部化している事例が多いこと

特定企業グループや系列企業間でのみ証券化事業が完結してしまうことが、証券化が内部化しているということである。

証券化の目的は、保有資産を流動化して「外部から新たな資金を獲得すること」なのである。

しかし、大手不動産会社の商業用不動産の例を挙げると、その不動産への入居者は殆どが発行体の子会社か傘下の系列企業で、発行証券の購入者もこれらテナント企業と系列銀行や保険会社等が大半というものである。

また、大手銀行の本社ビルと一等地にある自己保有ビルを証券化した例では、発行証券の買手は、発行体が大株主である系列保険会社や投資信託会社、子会社の証券会社や信託銀行や信販会社のみであったという事例もある。

これらは、受益証券の流通市場が完全に成立していないことと係わりがあるものの、当初から、証券化による会計技術的便益利用を目的とした特定グループ内の証券媒介の資金回しとなっている事例も数多くある<sup>38</sup>。

会計技術的便益利用とは、不動産等の資産を、SPVに移転する際に、「売上高」「固定資産売却益」等の収益が計上され、結果として、そこで利益が生じるが、不動産が、ただ単にSPVに移転しただけで、その使用の実態が、SPVへの不動産の移転の前後で、変わらない（いわゆる、セールス・アンド・リースバック）のに、収益及び利益を計上することを、企業会計が、必ずしも明確に否定していない（少なくとも、オペレーティング・リースに関しては、否定されていない。）ことを利用した「益出し行為」を言う。

この場合、「企業会計原則」の「第二 損益計算書原則 A」の「…ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。…」という『実現主義』の原則に違反しているのではないかと、という疑義が生じる。

先の手不動産会社の商業用不動産の例、大手銀行の本社ビルと一等地にある自己保有ビルを証券化した例等では、企業会計では、収益及び利益計上を明確に否定しているものではないが、その実態を考慮した時、会計処理としても、また、会計監査上の判断においても、グレーゾーンにあるものと考えられる。

#### ▶ ビックカメラ事件<sup>39</sup>

近時、問題となった事例としては、ビックカメラ事件がある。

38 土田 前掲書 121頁~122頁参照。

39 控訴審 平成26年(2014年)(ネ)損害賠償(株主代表訴訟)請求控訴事件(2014年4月24日判決言渡), 原審平成22年(2010年)(ワ)第3960号。

ビックカメラ事件は、東京都に保有する本社ビルを含む主たる事業所を流動化し、利益を計上した会計処理に関し（「売買処理」）、その会計処理を含め会計監査人（監査法人）は無限定適正意を表明する監査報告書を発行していたが、その後、国税当局及び金融当局の調査・検査において、「金融取引」と認定され、利益計上が否定された。しかし、結論として、裁判所の最終的な判断としては、以下のとおり「売買処理」を容認している。

会計監査人（監査法人）及び裁判所は、本社ビル等の流動化により、利益を計上することは問題ないとする一方、国税当局・金融当局は利益を計上することは問題ありとの判断をした事例であり、異例な事例である。

この事例が示唆するところは、流動化・証券化に関する論点に関しては、十分な連結範囲規制を含む会計統制が確立されていないことを示すものであると言える。

以下、当該事件に関し、概要を説明する。

#### ◆ 次案の概要

- 本件は、株式会社ビックカメラ（被控訴人ら補助参加人。以下「本件会社」と言う。）において、2002年8月23日、①信託銀行に対し、本件会社が所有するビックカメラ池袋本店及びビックカメラ本部ビルの各土地建物（以下「本件対象不動産」と言う。）を信託譲渡し、②有限会社三山マネジメント（以下「三山マネジメント」と言う。）に対し、同信託譲渡に係る信託受益権（以下「本件信託受益権」と言う。）を290億円で譲渡（以下「本件信託受益権の譲渡」と言う。）すること等を内容とする不動産の流動化（以下「本件流動化」と言う。）を実行し、これについて、本件信託受益権の譲渡を売却取引として認識し、その旨の会計処理（以下「本件オフバランス処理」と言う。）をし、2007年10月、三山マネジメントから本件信託受益権を買い戻すことにより本件流動化を終了させたものの、三山マネジメントに対し匿名組合出資をしていたため、三山マネジメントから匿名組合出資精算配当金49億2000万円（以下「本件匿名組合精算配当金」と言う。）の支払を受け、これを2008年2月中間期及び2008年8月期に、特別利益として計上し（以下「本件利益計上」といい、本件オフバランス処理と併せて「本件会計処理」と言う。）、2008年8月期の有価証券報告書等を提出するとともに、法人税の確定申告（以下「本件確定申告」と言う。）をしたが、2008年12月に証券取引等監視委員会（以下「証取委」と言う。）から行政指導を受けて、2007年8月に遡って本件信託受益権の譲渡を金融取引として認識し本件会計処理を取り消すこと等を内容とする過年度決算の自主訂正（以下「本件決算訂正」と言う。）を行い、2009年2月20日、これを踏まえた上記有価証券報告書等の訂正報告書等を提出したことから、金融庁長官により、上記有価証券報告書等に虚偽記載があったことなどを理由として、課徴金2億5353万円（以下「本件課徴金」と言う。）の納付命令を受けて納付したところ、本件会社の株主である控訴人が、株主代表訴訟として、主位的請求により、①本件流動化の実行に係る会計処理等に任務懈怠があったと主張して、当時取締役又は監査役であった被控訴人A、被控訴人B、被控訴人C、被控訴人D及び被控訴人Eに対し、平成17年(2005年)法律第87号による改正前の商法（以下「旧商法」と言う。）第266条第1項第5号による損害賠償請求権に基づき、②本件流動化終了に係る会計処理等に任務懈怠があったと主張して、当時取締役又は監査役であった被控訴人A、被控訴人C、被控訴人D、被控訴人E、被控訴人F、被控訴人G及び被控訴人Hに対し、会社法第423条第1項による損害賠償請求権に基づき、当時顧問であった被控訴人Bに対し、債務不履行（民

法第415条)による損害賠償請求権に基づき、22億5353万円(本件課徴金2億5353万円相当額と本件確定申告により過大に納付した法人税、法人住民税及び事業税(以下「法人税等」と言う。)20億円相当額の合計)及びこれに対する催告(訴状送達)の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求め、また、予備的請求により、本件会社において本件課徴金の納付の意思決定をしたことに任務懈怠があったと主張して、当時取締役又は監査役であった被控訴人A、被控訴人C、被控訴人D、被控訴人E、被控訴人F、被控訴人G及び被控訴人Hに対し、会社法第423条第1項による損害賠償請求権に基づき、2億5353万円(本件課徴金相当額)及びこれに対する催告(予備的請求に係る訴え変更申立書送達)の日の翌日から支払済みまで前同様の遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

- 原判決は、主位的請求につき、控訴人Bに対する債務不履行(民法第415条)に基づく損害賠償請求に係る部分を却下し、その余の請求を棄却し、予備的請求につき、被控訴人A及び被控訴人Cに対する請求に係る部分の訴えを却下し、その余の請求を棄却したので、控訴人は、これを不服として控訴した。

#### ◇主位的請求

控訴人らは、株式会社ビックカメラに対し、連帯して22億5353万円及びこれに対する被控訴人A及び被控訴人Eについては2010年3月14日から、控訴人B、被控訴人D、被控訴人F、被控訴人G及び被控訴人Hについては同月13日から、被控訴人Cについては同月15日からそれぞれ支払済みまでの年5分の割合による金員を支払え<sup>40</sup>。

#### ◇控訴審裁判所の判断

- 当裁判所も、主位的請求については、控訴人Bに対する債務不履行(民法第415条)に基づく損害賠償請求に係る部分の訴えは不適法であるから却下し、その余の請求は理由がないから棄却し、また、予備的請求については、被控訴人新井及び被控訴人Cに対する請求に係る部分の訴えは不適法であるから却下し、その余の請求は理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に説示するとおりであるから、これを引用する。

#### □ 原判決の補正

- (1) 原判決<sup>41</sup>50頁12行目から15行目までを次のとおり改める。

「(6) 以上に加え、東京国税局が、本件流動化の実行が売却処理と認められないのではないかとの疑問を持ち調査を行ったが、最終的に特に問題とすることもなく調査が終了し、また、弁護士及び公認会計士に確認したところ、本件信託譲渡を売買取引であるとし、本件利益計上を相当とするとの意見を得られたことからすれば、本件オフバランス処理が流動化実務指針に反するものでなかったとすることや、これを前提とする本件利益計上をすることについて相当の根拠が認められるので、これを違法とすることはで

40 なお、予備的請求は、被控訴人A、被控訴人C、被控訴人D、被控訴人E、被控訴人F、被控訴人G及び被控訴人Hは、株式会社ビックカメラに対し、連帯して2億5353万円及びこれに対する2012年1月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、というものであった。

41 原判決は、東京地方裁判所平成22年(2010年)(7)第3960号。裁判年月日は、平成25年(2013年)12月26日。なお、原判決文は、LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース〔文献番号〕25516604を参照した。



きない。」

(2) 原判決 50 頁 20 行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「また、流動化実務指針の子会社の解釈につき異なる意見が対立し、実務上の取扱いも分かれており、豊島企画が本件会社の子会社に当たるか否かについてもそのいずれの見解にも相当の根拠が認められる場合に、取締役又は監査役がその一方の見解を正当と解しこれに立脚して職務を行ったときは、後にその職務執行が違法と判断されたからといって、直ちに上記取締役又は監査役に過失があったものとするのは相当ではないと解すべきである（最高裁昭和 46 年（1971 年）6 月 24 日第一小法廷判決・民集 25 卷 4 号 574 頁参照）。そして、前判示のとおり、本件オフバランス処理が流動化実務指針に反するものでなかったとすることや、これを前提とする本件利益計上をすることについて相当の根拠が認められるものであるから、本件流動化の実行について被控訴人内野に過失があったとは認められない。したがって、この点から見ても控訴人の主張は採用することができない。」

(3) 原判決 51 頁 8 行目の「は前記 4 に」を「、また、本件オフバランス処理について相当の根拠が認められるので当該役員に過失があるとはいえないことは既に」に改める。

(4) 原判決 52 頁 16 行目から次行にかけての「違法であること」を「違法であり、かつ、当該役員に過失があること」に、17 行目から次行にかけての「違法であった」を「違法であり、かつ、当該役員に過失があった」にそれぞれ改める。

□ よって、原判決は相当であり、本件各控訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

#### ■ 発行証券の流動性の高い流通市場が成立していないこと

証券化商品においては、発行証券の流動性の高い流通市場が成立していないために、多数の個人投資家を含む第三投資家を市場に呼び込むことができないと言われる。

日本証券業協会のホームページに証券化商品の店頭売買気配値が掲載されているが、取引の量的な不足で流動性が低く、換金性がよくないとされる<sup>42</sup>。

この状況により、資産の証券化が、内部化するケースが存在する一つの要因になっているものと考えられる。

#### ■ 真実の資産売却（真正売却）になっていない事例が多いこと

真実の売却（真正売却）になっていないというのは、優先劣後構造を設定した場合に、その劣後部分を発行体自身が保有している場合が多いことである。

米国の投資会社等のように、ハイリスク・ハイリターン資本投資をする経済主体が、我が国には、ほとんどないため、発行体自身が持たざるを得ないことも一因と言われる。

しかし、これでは、実質的に資産を発行体の本体の貸借対照表から切り離れたことにならず、元の資産の危険性を抱えたままになってしまう。

一例では、発行体の所有劣後割合が、3 割近いものもあるとされる<sup>43</sup>。

資産の貸借対照表からの消滅の認識に関しては、不動産及び金融商品に関し、次のような規定が

42 土田 前掲書 122 頁参照。

43 土田 前掲書 122 頁-123 頁参照。

ある。

### ● 不動産

2000年7月31日に日本公認会計士協会は、「会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」<sup>44</sup>を公表した。

その第5項において、「不動産が特別目的会社に適正な価額で譲渡されており、かつ、当該不動産に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが、譲渡人である特別目的会社を通じて他の者に移転していると認められない場合には、譲渡人は不動産の譲渡取引を金融取引として会計処理する。」と規定した。

そして、第13項において、「…リスクと経済価値の移転についての判断に当たっては、リスク負担を流動化する不動産がその価値のすべてを失った場合に生ずる損失であるとして、以下に示したリスク負担割合によって判定し、流動化する不動産の譲渡時の適正な価額（時価）に対するリスク負担の金額の割合がおおむね5%の範囲内であれば、リスクと経済価値のほとんどすべてが他の者に移転しているものとして取り扱う。

$$\text{リスク負担割合} = \frac{\text{リスク負担の金額}}{\text{流動化する不動産の譲渡時の適正な価額（時価）}}$$

」と規定した。

その結果、証券化する際に、対象資産の5%を超える割合を発行体が自己保有した場合は、証券化と認定せず、貸借対照表から不動産を消滅させる（オフバランスさせる。）ことができない。

### ● 金融商品

「企業会計基準第10号 金融商品に関する会計基準」（以下、「金融商品に関する会計基準」と言う。）<sup>45</sup>第8項では、「金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識しなければならない。」と規定している。

また、第9項では、「金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の要件がすべて満たされた場合とする。

- (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
- (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
- (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと」と規定している。

なお、第9項の「(2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること」に関し、同会計基準（注4：譲受人が特別目的会社の場合について）では、「金融資産の譲受人が次の要件を満たす会社、信託又は組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社が発行する証券の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして第9項(2)の要件を適用する。

- (1) 特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた金融資産から生じる収益を当該特別目的会社が

44 最終改正 2014年11月4日。

45 企業会計審議会、1999年（最終改正 企業会計基準委員会、2008年）。

発行する証券の保有者に享受させることを目的として設立されていること

(2) 特別目的会社の事業が、(1)の目的に従って適正に遂行されていると認められること」としている。

### (c) 証券化と連結範囲規制問題

SPV を利用した資産担保証券の特徴は、証券の返済原資が証券化される特定の資産（例えば、住宅ローン、自動車ローン）が生むキャッシュフローだけとなる点であり、これが社債であれば、企業の資産全体が生み出すキャッシュフローとなる<sup>46</sup>。

したがって、企業の保有する証券化対象の資産が他の資産に比べて相対的に優良な資産であるとすると、資産を証券化することによって資産を証券化することによって資産担保証券は企業が発行する社債よりも高い格付けを獲得できるメリットもある<sup>47</sup>。

ただし、社債についても SPV を利用した資産担保証券による場合も、いずれも、資金調達である点は共通であり、この事実を、オンバランスにて利害関係者に対して表示することが合理的であると考ええる。

### 第三款 特別目的会社—事業遂行型

1998年に企業会計審議会から公表された「具体的な取扱い」の「三 特別目的会社の取扱い」において、以下のような規定が設けられた（「金融商品に関する会計基準」第9項と同質の規定である、と考えられる。）。

- 特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成10年（1998年）法律第105号）第2条第2項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）から独立しているものと認め、上記一にかかわらず<sup>48</sup>、出資者等<sup>49</sup>の子会社に該当しないものと推定する。<sup>50</sup>

46 大野早苗=小川栄治=地主敏樹=永田邦和=藤原秀夫=三隅隆司=安田行宏『金融論』（有斐閣、2007年）141頁参照。

47 大野=小川=地主=藤原=永田=三隅=安田 前掲書 141頁参照。

48 「上記一」とは、いわゆる支配力基準による子会社の判定要件を指す。

49 「出資者等」の「等」は、資産を譲渡した企業を指すとされていたが、2011年の「連結財務諸表に関する会計基準」の改正において、出資者に係る定めは削除され、資産を譲渡した企業（当該企業が出資者を兼ねている場合を含む）に限定されることになった（「連結財務諸表に関する会計基準」第54-2項参照）。

50 この規定の趣旨に関して、企業会計基準委員会は、「連結財務諸表に関する会計基準」第49-3項において、次のように説明している。

「…同取扱いは、資産流動化法上の特定目的会社については、事業内容が資産の流動化に係る業務（資産対応証券の発行により得られる金銭により資産を取得し、当該資産の管理、処分から得られる金銭により資産対応証券の元本や金利、配当の支払いを行う業務）及びその附帯業務に限定されており、かつ、事業内容の変更が制限されているため、特定目的会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合等であっても、当該特別目的会社は出資者等から独立しているものと判断することが適当であることから設けられたものと考えられている。特別目的会社について、このような取扱いが設けられているのは、実質的な支配関係の有無に基づいて子会社の判定を行う支配力基準が広く採用されていることを前提に、通常は支配していないと考えられる形態をあらかじめ整理したものと考えられている。

また、資産の流動化を目的として一定の要件の下で設立された特別目的会社が子会社に該当し連結対象とされた場合には、譲渡者の個別財務諸表では資産の売却とされた取引が、連結財務諸表では資産の売却とされない処理となり、不合理ではないかという指摘にも対応したものとされている。」

なお、当該「具体的な取扱い」に関して、その草案が公表された際には、「特定目的会社に資産を譲渡した会社が、特定目的会社に譲渡した資産に関して、原債務者の債務不履行若しくは資産価値の低下が生じた場合に損失の全部若しくは一部の負担を行い、又は重要な利益を享受することとなるときは、当該資産を譲渡した会社の子会社に該当するものとする。」とされ、リスクと便益の考慮に基づいた提案がなされていた（原田達「特別目的会社（SPC）の連結範囲等に関する検討の経緯」『企業会計 2013 Vol.65 No.08』（中央経済社、2013年）29頁参照。）。

1998年に、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下、「旧SPC法」と言う。）が施行された当時は、大きな金融不況の真ただ中であり、立法目的は、金融機関が不良不動産担保付不良債権処理に苦悩する中で、特定目的会社を利用した資産流動化の促進による債権回収等であった<sup>51</sup>。より具体的には、旧SPC法は、特に不良債権の処理がバブル崩壊に伴う担保不動産の下落による流動性の欠如により進まなかったことを踏まえ、金融機関等からそのリスクを解放し、流動化させて投資家にリスクの転嫁を行い、金融機関等の自己資本比率の改善を図ろうとしたものである<sup>52</sup>。

その後、旧SPC法はスキーム上の制約も多く、不動産証券化ニーズに適合することが困難であったため等の理由により、2000年に改正法が施行された。

しかし、「具体的な取扱い」の「当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（出資者等）」が広く解釈されることになってしまい、特別目的会社を設立し、これに一定の事業（例えば、資産の購入、資金調達、開発事業等）を行わせ、これを連結対象外とする実務が、例えば不動産業等において、発達していった<sup>53</sup>、と言われる。

これは、特別目的会社を子会社としない趣旨がその「事業体としての受動的性格」や「資産から生ずる収益を証券の保有者に享受させる目的のビークル」であったことよりも、「出資者及び資産を譲渡した会社」に偏った解釈が行われたことによるものと思われるとの見方がある<sup>54</sup>。

「連結財務諸表に関する会計基準」第49-5項において、2011年改正基準公表前の検討過程において、「…注記による開示は本表を補足するものであって、事業の一環として営む特別目的会社については、連結財務諸表に含めることが経済的実態を反映する会計処理であるとする意見もあった。」との記述がある。

特に問題があると考えられる事業として開発型不動産事業が挙げられる。

企業会計基準委員会では、2007年3月に、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社について、その概要や取引金額等の開示を行うことを定めた企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」を定めた。

しかし、有価証券報告書における開示では、特別目的会社の利用目的として、バリューアップ、事業の一環、プロジェクト管理の明確化等の説明がなされおり、本業の色彩が強いという指摘がある<sup>55</sup>。

本業の延長線あるいは本業そのものでも遂行されている場合における、特別目的会社は、本来の「連結財務諸表に関する会計基準」及び「具体的な取扱い」の規定の趣旨に従い子会社と考えるのが妥当であるとする。

#### 第四款 ベンチャーキャピタルなどの投資企業（投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う企業）の特例

##### (A) 会計基準の規定

「企業会計基準適用指針第22号 連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関

51 橋上徹「特別目的会社・信託等を巡る開示問題（第1回）－開示規制の現状－」『企業会計 2007 Vol.59 No.7』（中央経済社、2007年）106頁参照。

52 橋上 前掲書 106頁。

53 小宮山賢「連結範囲の基準差異を辿る」『早稲田商学 第434号－大塚宗春教授 古稀祝賀・退職記念論文集』817頁。

54 小宮山 前掲書 817頁。

55 小宮山 前掲書 818頁参照。

する適用指針」（企業会計基準委員会，2008年，以下、「連結適用指針」と言う。）第16項(4)では、ベンチャーキャピタルなどの投資企業が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として、他の企業の株式や出資をしている場合において、「連結財務諸表に関する会計基準」第7項にいう他の企業の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、次のすべてを満たすとき（ただし、当該他の企業の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合を除く。）には、子会社に該当しないことにあたる、とされている。

- ① 売却等により当該他の企業の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること
- ② 当該他の企業との間で、当該営業取引として行っている投資以外の取引がほとんどないこと
- ③ 当該他の企業は、自己の事業を単に移転したり自己に代わって行うものではないこと
- ④ 当該他の企業との間に、シナジー効果も連携関係も認められないこと

なお、他の企業の株式や出資を有している投資企業は、実質的な営業活動を行っている企業であることが必要である、とされる。また、当該投資企業や金融機関が含まれる企業集団に関連する連結財務諸表にあっては、当該投資企業が含まれる企業集団に関する連結財務諸表にあたっては、当該企業集団内の他の連結会社（親会社及びその他の連結子会社）においても上記②から④の事項を満たすことが適当である、とされる<sup>56</sup>。

当該規定は「ベンチャーキャピタル条項」と呼ばれる<sup>57</sup>。

#### ■ ①の要件の「売却等により当該他の企業の議決権の大部分を所有しない」の具体的な内容

「連結適用指針」第41項(1)では、「…売却等により、一義的には関連会社にあたらない程度にまで当該他の企業の議決権を所有しないこととなる必要があるものと考えられる。…」とされている。

#### ■ ①の要件の「合理的な計画」の意義

「合理的な計画」の具体的な内容については、営業取引の性質に見合う売却等の方法や時期その他の事項を考慮しているのみで具体的判断基準に欠ける記載となっている。

ベンチャーキャピタル（以下「VC」と言う。）は投資時点において、出口戦略として売却方法、売却時期及び投資採算についての合理的な計画に基づき投資を決定しているはずである<sup>58</sup>。

一般的に実現可能な出口戦略としてIPO（Initial Public Offering：株式の公募や売出しによる新規公開のこと。一橋上）が想定されるが、5年程度が目安とされている<sup>59</sup>。

ファンド方式での投資の場合、組合契約の期間は10年が一般的であり、その期間内での投資の回収であるので5年程度が妥当な期間と言える<sup>60</sup>。

56 「連結適用指針」第43項では、「…実質的な営業活動を行っているかどうかは、第三者からの資金拠出が多くなされているかどうか、複数の投資先へ幅広く投資を行っているかどうかなどの観点から判断され、法人格や物的施設の有無のみによって判断されるものではないと考えられる。」とされている。

57 小林伸行「ベンチャーキャピタルの連結上の扱いについて」『企業会計 2008 Vol.60 No.10』（中央経済社，2008年）26頁-34頁参照。

58 小林 前掲書 30頁。

59 小林 前掲書 30頁参照。

60 小林 前掲書 30頁。なお、「連結適用指針」の公開草案に対する日本公認会計士協会のコメントでも「合理的な計画」としての具体的判断基準では、所有期間の明示が必要でありおおむね5年が適当な期間としている。

**■ ②の要件の「ほとんどない」の意義**

「ほとんどない」とは、たとえ連結しても相殺消去による未実現利益等の影響がない程度に僅少な金額を意味するものと考えられる、とされる<sup>61</sup>。

**■ ②の要件の「投資」「営業取引」の意義**

「連結適用指針」第41項(2)では、「…ここでいう投資は、第16項(4)で示されている営業取引として有している他の企業の株式や出資を指し、…。そのような営業取引が独立して行われており、それ以外の取引がない場合には、他の企業の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていたとしても、それはキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引としてのものにすぎず…」と規定されている。

**■ ③の要件の「自己の事業を単に移転したり自己に代わって行うものではない」の具体的な意義**

ここでの具体的な要検討事項は、自己の事業と投資先企業の事業の相関性の排除の問題である、とされる<sup>62</sup>。

「連結適用指針」第41項(3)によれば、「…公開草案では、「当該他の会社等の事業の種類は、自己の事業の種類と明らかに異なるものであること」としていたが、…新設分割や自己が主体となって他の企業を設立したりすることにより、当該他の企業において単に事業を移転したり自己に代わって行うものとみなせるような場合には、営業取引としてではなく、自己と一体となった運営が行われる可能性が高いため、この点を指摘することが適切と考え修正したものである。」とされている<sup>63</sup>。

**■ ④の要件の「シナジー効果も連携関係も認められない」の意義**

「連結適用指針」第41項(4)によれば、「…他の要件とともに、このような要件も満たす場合には、投資先である他の企業とは別々に運営され、他の企業の意思決定機関を支配する意図はないと判断できるものと考えられる。また、シナジー効果も連携関係も見込まれない場合には、当該他の企業を連結の対象としないこととしても、連結対象としないこととしても、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす見込がないため、その弊害も少ないものと考えられる。」とされている。

しかしながら、VCを含む投資企業等は、通常、そのリソースを用いて投資先企業等の企業価値向上を図るケースが多く見られ、特にハンズオン活動（一般的に、自ら社長や社外取締役などを派遣し、経営に深く関与するスタイルを言う。）は、シナジー効果や連携効果の強化によりキャピタルゲインの早期の獲得をめざすものと言えるため、当該要件は、VCにとって活動の自由を奪う制約であり影響は大きいという指摘がある<sup>64</sup>。

61 小林 前掲書 31頁。なお、小林 前掲書 31頁においては、「VCは上述したように投資方針にそった一連の投資先企業価値向上のための取引（派遣役員報酬、コンサルティング報酬、M&Aアドバイザー報酬等）や定型的、取引条件が一般の取引と同様な条件の取引（VCが業務を執行するファンドへの出資など）を営業投資先企業と行うのが通例であり、こうした一連の取引を制約されることはVCにとって想定外であったと思われる。適用指針の考え方は、これらの取引がないことが、他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たすように当該他の会社等の株式や出資を有していても、営業取引としての保有であり傘下に入れる目的ではないことの有力な証拠とするものである。」と記載がなされている。

62 小林 前掲書 31頁参照。

63 小林 前掲書 31頁では、この点に関し、「…VCが含まれる企業集団において投資先と同じような事業を営む場合に、事業の種類定義の問題もあり、当初の要件は投資先の選定に厳しい枠をはめることになる可能性が大きいため、恣意的な運用を避けることを主眼に規制されるケースを限定したものと考えられる。」としている。

64 小林 前掲書 32頁参照。

このようなベンチャーキャピタル条項により子会社にならないファンドが明確化された一方で、ライブドア事件を契機としてファンド、特に投資事業組合の連結範囲規制は強化されている。

具体的には、「実務対応報告第20号 投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会、2006年）により、ファンドの業務執行権の過半の割合を実質的に有している場合は、支配しているものとし、連結する必要があることになった。

この結果、2007年3月期連結決算において、大手VC（JAFCO、NIF、JAIC、SBI）4社のうち、SBIを除く3社はファンドの多くを連結範囲に含める処理を実施した<sup>65</sup>。

## （B）ベンチャーキャピタル条項における会計上の問題の所在

ベンチャーキャピタル条項の悪用がされ社会問題となった事件としては、(旧)株式会社日興コーディアルグループの100%子会社である(旧)日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社(NPI)が、その子会社であるNPIホールディングス(以下「NPIH」と言う。)((旧)日興コーディアルグループの孫会社)を利用してベルシステム24というテレマーケティングの優良上場会社をNPIHを完全親会社とする株式交換を行い、ベルシステム24社を完全子会社としたが、NPIH及びベルシステム24社を連結せず、粉飾決算として金融当局から認定された事例がある。(旧)日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社は、(旧)日興コーディアルグループの100%子会社であった<sup>66</sup>。

当該事件は、NPIが、NPIHを子会社にしないでよいというベンチャーキャピタル条項を利用し、連結をはずすというSPVを意のままに操作して、NPIの間で評価益の立つベルシステム24株を対象としたEB債<sup>67</sup>を用いた取引を行わせ、その上さらにNPI側に生じる評価益を水増しして計上する目的のためにEB債の発行日を遡らせるという意図的な操作を行ったものであり、NPIは、ベルシステム24案件以前の事案においても、SPVを非連結にできるというベンチャーキャピタル条項を利用し、連結からはずれるSPVを意のままに用いて、EB債を用いた取引を行わせ、NPIで交換益を計上する行為が行われていた事実も明らかになっているという事態が以前から存在していたことを示していると事実認定されている<sup>68</sup>。

当該事件が発生したのは、「連結適用指針」公表前であるが、当時は、同様の規定が(旧)「監査委員会報告第60号 連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会、1988年）2(6)⑥に規定されていたため、基準変更による会計・監査・法令上の問題に関して影響を受けた事件ではない<sup>69</sup>。

65 小林 前掲書 28頁参照。

66 事実関係に関し、短くまとめている文献としては、細野祐二『法廷会計学 vs 粉飾決算』（日経BP社、2008年）11頁-34頁があるが、当該文献は、連結ははずしの理由を、ベンチャーキャピタル条項ではなく、財務諸表等規則第8条第7項に求めている点に解釈の誤りがあると考えられる。正確には、ベンチャーキャピタル条項を利用した連結ははずしであり、株式会社日興コーディアルグループが公表した「株式会社日興コーディアルグループ 調査報告書」（2007年1月30日公表）を参照。

67 EB債とは、他社株転換社債のことをいい、償還日以前の決められた期間（あるいは期日）に対象企業の株価がある株価水準になると、償還時に現金ではなく対象企業の株式で償還されるような債券のことをいい、最も一般的なEB債は、債券の満期時直前に、転換対象株式の株価が、あらかじめ決められた一定価格を上回れば元本部分を現金で償還し、逆に下回れば転換社債となる債券で償還するというものである（井出正介=高橋文郎『ビジネスセミナー 証券投資入門』（日本経済新聞社、2001年）248頁-249頁参照）。

68 「株式会社日興コーディアルグループ 調査報告書」（2007年1月30日公表）20頁参照。

69 正確には、(旧)「監査委員会報告第60号 連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会、1988年）2(6)⑥の規定は、「できる」規定であったので、子会社として、特段の事情がない限り、子会社として、会計監査上も取扱うべきだったと思われるが、会計監査を担当していた(旧)中央青山監査法人は、「できる」規定による会計処理を容認した点に、大きな問題があったと思われる。

## 第五款 銀行などの金融機関の特例

### (A) 会計基準の規定

「連結適用指針」第16項(4)では、金融機関が債権の円滑な回収を目的とする営業取引として、他の企業の株式や出資を有している場合において、「連結財務諸表に関する会計基準」第7項にいう他の企業の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、次のすべてを満たすとき（ただし、当該他の企業の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合を除く。）には、子会社に該当しないことにあたる、とされている。

- ① 売却等により当該他の企業の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること
- ② 当該他の企業との間で、当該営業取引として行っている融資以外の取引がほとんどないこと
- ③ 当該他の企業は、自己の事業を単に移転したり自己に代わって行うものではないこと
- ④ 当該他の企業との間に、シナジー効果も連携関係も認められないこと

なお、他の企業の株式や出資を有している金融機関は、実質的な営業活動を行っている企業であることが必要である、とされる。また、当該投資企業や金融機関が含まれる企業集団に関連する連結財務諸表にあっては、当該投資企業が含まれる企業集団に関する連結財務諸表にあたっては、当該企業集団内の他の連結会社（親会社及びその他の連結子会社）においても上記②から④の事項を満たすことが適当である、とされる。

当該規定は「銀行等融資先支援条項」と呼ばれる<sup>70</sup>。

銀行等融資先支援条項に関しては、ベンチャーキャピタル条項と一緒に整理されている論文・書籍が多数見受けられるものの、その趣旨は異なるものであると考えられる。

銀行等融資先支援条項は、銀行法や保険業法などの要請から、会計理論上整理されたものと考えられる。

我が国では、銀行は健全性維持の観点から、他業を原則禁止されている（銀行法第12条）が、これは伝統的な銀商分離等の規制である<sup>71</sup>。

しかしながら、実務上は、例えば、銀行等の融資先の回収が順調に進まず、融資先の経営改善の一環として役員を派遣したり、デッド・エクイティ・スワップあるいは第三者増資を通じて株式を引き受けたり、疑似エクイティ・スワップを実施することにより、融資先の財務及び営業又は人事の方針を決定している機関を支配していることがあり、銀行等融資先支援条項により、当該融資先を子会社としない規定を置くことが必要であると考えられたためと思われる<sup>72</sup>。

この点、金融監督法という法令上の要請から規定された規定である点でベンチャーキャピタル条項とは、規定の趣旨は異なると考えられる。

### (B) 銀行等融資先支援条項における問題の所在

銀行等融資先支援条項の規定の問題点は、「連結適用指針」という会計基準で子会社としないという規定を定めている点にある。すなわち、特定目的会社等のように、財務諸表等規則（金融商品取引法の政省令）、会社計算規則（会社法の政省令）といった法令での特例措置ではない点である。

実際、(旧)「監査委員会報告第60号 連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定

70 橋上徹「法規制からみた融資先支援条項の留意点」『企業会計 2008 Vol.60 No.10』（中央経済社、2008年）35頁-43頁参照。

71 橋上 前掲書 36頁参照。

72 橋上 前掲書 36頁参照。



に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会，1988年）2(6)⑤も，同規定の⑥と同様「できる」規定であった。銀行等融資先支援条項における「できる」規定は，前述の銀行法等金融監督法上の銀・商分離等の規定に配慮したものではないと思われる。

この点，「連結適用指針」という会計基準により，子会社としないという形で，銀行法等金融監督法上の銀・商分離等の規定に配慮していない点に関し，会計基準自体が，金融監督法に違反し，無効なものではないとの反論が生じても釈明は困難ではないかと考える。

特に銀行法においては，連結自己資本比率規制算定のため，金融子会社の全部連結も求められている<sup>73</sup>。

会計基準，特に，金融監督法に関連するものは，会計基準策定主体が，金融庁の金融監督部に對しても十分な事前の説明責任を果たし，金融監督法改正への働きかけをすべきと思われるが，その点，不十分な手続きであったのではないかと懸念を受けても，十分な反論ができないのではないかと懸念が持たれる。

#### 第四章 本論文の結語

連結範囲規制に関する議論は，日本のみならず，IFRS等の国際的な会計基準でも規定は存在するものの，どのような連結範囲規制があるべき形であるのか十分に解明されていないと言える。いわゆる「連結範囲のグレーゾーンの存在」である。

IFRSにおいては，その歴史が浅いため，IFRS10号等の連結範囲規制が有効に機能するのか未知数な部分がある。

会計先進国である米国においてさえ，エンロン事件等の巨大な会計不正は連結範囲規制の盲点を利用したものであった。

日本においても，日興コーディアル事件，ライブドア事件，オリンパス事件など，連結範囲規制に関する大型会計不正が後を絶たないというのが現状である。

第二章及び第三章で問題提起している以下の点に関し，特に今後，研究が進められるべきであると考えており，日本における連結範囲規制の解明は，困難であるが急務な課題である。

- ① 株式会社以外の会社や組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）に連結範囲規制の会計統制をかけるべき事業体にはどのようなものがあるのか。
- ② 連結範囲に関する会計規制をかけるべき子会社は，議決権以外のどのような指標により「支配」の有無を判断すべきなのか。
- ③ 連結の要件の1つである営利事業の判定要件は何か。
- ④ 破産会社・更生会社等に関する除外条項，ベンチャーキャピタル条項，銀行等金融機関の融資先支援条項という特例（子会社としない特例）等の子会社としないとする推定規定あるいは見做し規定は存続させるべきか。

本論文は，以上をカバーするには，紙面等の都合もあり十分行うことはできないが，その問題の所在・問題提起の一部に関し，理解を得られれば幸いである。

以上

73 2006年金融庁告示第19号（銀行法第14条の2の規定に基づき，銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準）第3条第1項参照。